

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

確定申告不要の少額配当っていくらまで？

Q：私はサラリーマンですが、給与のほかに株式の配当が少しあります。この配当については、少額であれば確定申告をする必要がないと聞いたのですが、いくらまでなら申告しなくてもよいのでしょうか。

A：1銘柄につき1回の配当金が5万円（年1回決算のものは10万円）以下のものです。

【解説】

株式の配当に対する課税のシステムは、原則は、一括して20%が源泉徴収され、他の所得と合算して確定申告を行います。例外として、「少額配当の場合の確定申告不要制度」と「源泉分離課税」があります。

少額配当とは、1銘柄の配当所得のうち、1回に支払いを受ける金額が5万円（配当の計算の基礎となる期間が1年以上の場合は、10万円）以下のものです。

この少額配当については、確定申告をするかしないかを納税者の判断によって選択できることになっています。確定申告しなかった配当所得については、源泉徴収された源泉所得税の還付を求められません。

ちなみに、源泉分離課税とは、一定の要件を満たす場合に、「源泉分離課税選択申告書」を提出して、配当の支払いを受けるときに35%の税率で源泉徴収を受け、納税が完了する制度です。

